

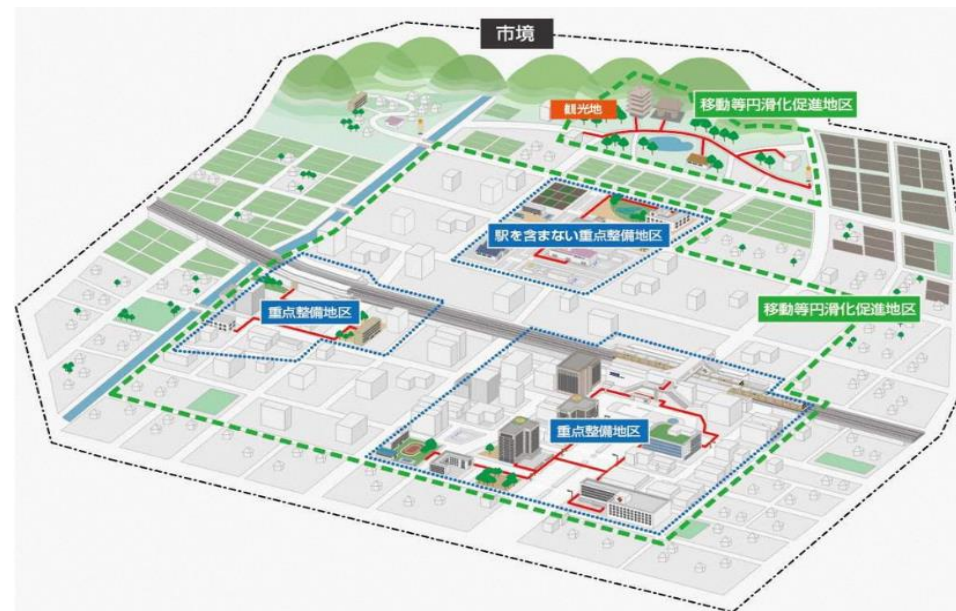
(1) 豊中市のこれまでの取り組み

平成 14 年 (2002 年) に「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」を策定し、“だれもが気軽に出かけられるまちづくり”を基本理念に、だれもが安全で便利に移動できるまちづくりを進めてきました。また、当事者や専門家の方々を招いて組織した本協議会において、公共交通、道路、公園、市有施設等の施設整備や障害者差別解消に関する取り組み等のソフト施策の進捗管理を行ってきました。

(2) 豊中市の今後の取り組み

平成 30 年 (2018 年) 5 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正され、新たに移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン) 制度が創設されました。バリアフリーマスタープランとは市町村が目標・戦略をたてて面的整備を推進するため、バリアフリー化の方針を示すものです。

法改正を受け豊中市では、現行の「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」を発展的に見直し、「(仮称) 豊中市移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)」を策定することで、さらなるバリアフリー化の推進をめざします。



＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞

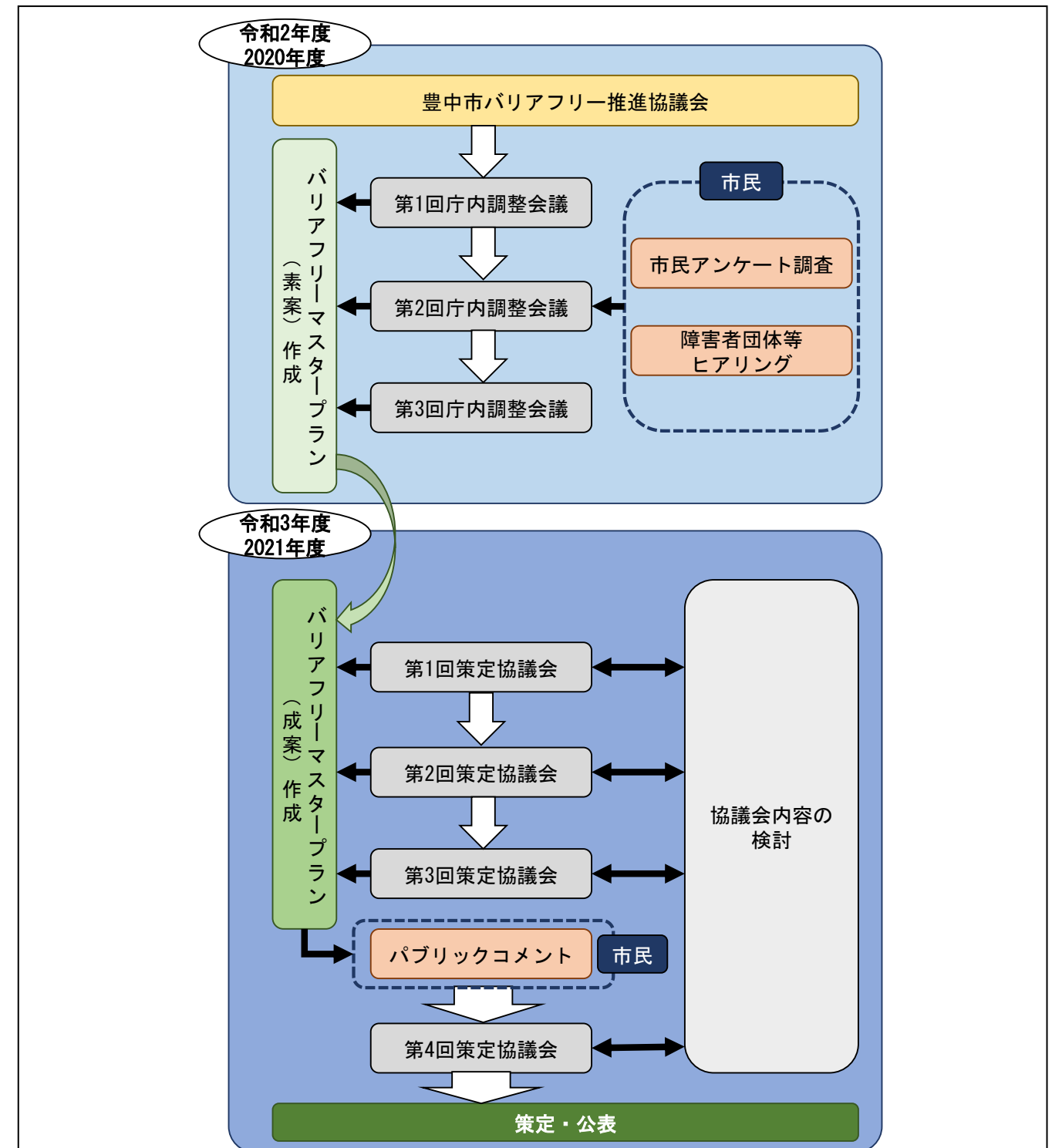
(3) バリアフリーマスタープランに記載する事項

- ・バリアフリー化に関する市全体の基本的な方針
- ・移動円滑化促進地区の位置・区域
- ・生活関連経路、生活関連施設
- ・移動円滑化の促進に関する事項 (ハード)
- ・心のバリアフリーに関する事項 (ソフト)

(4) 策定協議会の設置

「(仮称) 豊中市移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)」の策定にあたり施設利用者、関係事業者、市との協議・調整を行うため、策定協議会を令和 3 年度 (2021 年度) に設置します。構成員は本協議会メンバーを軸として選出予定です。

(5) 策定までのスケジュール



※庁内調整会議、策定協議会の回数は現時点での予定であり、変更する可能性があります。

(1) 背景

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の交付・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

(2) 概要

- ◆公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
  - ・公共交通事業者に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等ソフト基準の遵守を義務付け
  - ・公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設
  - ・障害者等へのサービス提供について国が指定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進
- ◆国民に向けた広報啓発の取組推進
  - 【優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適切な利用の推進】
    - ・国、地方公共団体、国民、施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車場施設、障害者用トイレ等の適切な利用の推進」を追加
    - ・公共交通事業者に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適切な利用の推進」等を追加
  - 【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】
    - ・目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
    - ・心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
    - ・バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設
- ◆バリアフリー基準適合義務の対象拡大
  - ・バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加するための規定の整備

(3) 心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことを意味しており、施設のバリアフリー化に代表されるハード整備が進んでも、高齢者や障害者等に対して、国民ひとりひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。

(4) 心のバリアフリーの取組事例

啓発・教育活動の事例 <明石市>

**1.4 心のバリアフリーの推進**

多様な市民が交流するイベント等の開催  
 障害当事者等も含めた多様な市民が共に参加し、楽しむことができるイベント等の交流の機会を設け、様々な障害への理解を深めるとともに、市民の交流やまちの賑わいを創出します。



アートシップ明石(障害当事者の作品展示)



ユニバーサルフットサル



ストリートピアノ(イメージ)

講演会やフォーラム等の開催  
 市民がユニバーサルデザインや障害特性について学び、これからのまちづくりについて自主的に考え、行動するための気づきの場を提供するため、講演会やフォーラム等を開催します。



あかしユニバーサル交流会(フォーラム・パネルディスカッション)



多様な人々の特徴や接し方の理解促進  
 本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生等を対象に、障害者や高齢者など、多様な人々の特徴を理解し、接し方や配慮を身につけるため、「ユニバーサルマナー検定」の受講機会を提供してきました。より多くの方々に理解が広がるよう、対象者を検討しながら、今後も受講機会を提供していきます。  
 また、民間事業者の「ユニバーサルマナー検定」の受講機会を増やし、利用者がまちを楽しむことができる接遇スキルの向上を図ります。



特別授業「I'm POSSIBLE」プログラム



手話体験教室

先導的共生社会ホストタウンに認定されていたり、国連のSDGs(持続可能な開発目標)の理念に基づき「SDGs未来安心都市・明石」を掲げて様々な取組を先進的に進めている明石市では、令和元年度に作成したマスタープランの中に、市民の理解を深めるための啓発活動として、交流イベントの開催、講演会やフォーラム等の開催を行ったり、実際の行動につなげるための気づきの機会を創出するために、バリアフリー教室の開催やユニバーサルマナー検定の受講機会の創出、市職員による出前講座など、多種多様な取組が記載されています。